

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

平成6年10月25日

三重県警察本部長 柳澤 昊

三重県警察情報処理能力検定に関する訓令

改正 平20県本部訓令第1号、平27第24号、平30第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察における警察職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識の普及及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施等)

第4条 初級及び中級の能力検定は、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が、筆記試験により行うものとする。

2 上級の能力検定については、警察庁長官が行う検定を受験するものとする。

(受験の申請)

第5条 能力検定を受験しようとする者は、所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の申出があったときは、情報処理能力検定受験申請書（様式第1）により、三重県警察警務部長（以下「警務部長」という。）に申請するものとする。

(合格者台帳への記録)

第6条 本部長は、能力検定に合格した者を情報処理能力検定合格者台帳（様式第2。以下「合格者台帳」という。）に記載しなければならない。

2 警務部情報管理課長は、合格者台帳を適正に整理・保管しなければならない。

3 合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

(能力検定の特例)

第7条 本部長は、初級及び中級の知識及び技能を有すると認められる者について、警務部長の推薦により、能力検定を行わずに当該級位に合格したものと認定することができる。

2 前項の規定に基づき認定した者に対する合格者台帳への記載等については、前条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成6年10月25日から施行する。

附 則〔平成20年2月8日三重県警察本部訓令第1号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年12月15日三重県警察本部訓令第24号〕

この訓令は、平成27年12月15日から施行する。

附 則〔平成30年8月17日三重県警察本部訓令第13号〕

この訓令は、平成30年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

級 位	知 識 及 び 技 能
初 級	<p>1 三重県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第13号）第2条第5号に定める警察情報システム及び三重県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機(以下「警察情報システム等」という。)の基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの</p>
中 級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>
上 級	<p>1 自ら警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの</p>

